

ありのおま

判決は、法改正を理由に却下、
しかし、移動介護要綱を適用して支給量を削減することは違法であると断定！！

でも、大田区は未だに削減した
支給量を元に戻してくれません



というわけで、我々は来月4月13日に
大田区に対し、申し入れ大行動を行います。
みなさん、当たり前前の生活を取り戻すために
是非お集まり下さい！！
(詳細は、裏表紙を見てね。)



鈴木さんとともに移動の自由をとりもどす会

連絡先：03-3763-7653 鈴木宅

皆さんに訴訟カンパを訴えます！

郵便振替口座名義：鈴木敬治さんとともに移動の自由を取り戻す会
口座番号：00100-6-582737

誰もが暮らしやすい街をつくっていきませんか？ ～ 本当のバリアフリーを目指して～

みなさん、大田区の移動介護の32時間上限をなくせと行政訴訟を起こし、今もなお、大田区長とたたかっている鈴木敬治です。

裁判の結果は、途中で障害者自立支援法へ改正されたために「却下」されてしまいました。しかし、大田区がつくった移動介護要綱により、月124時間の支給量を、月32時間に減らしたのは「違法」と判決にてハッキリと断定されました。

にもかかわらず大田区は、取材に対し「裁判所は要綱そのものが違法だとは言っていない」と、どこかで聞いたことあるような理由で、違法ではないと主張。まあ、このような訳のわからない大田区の言いわけ、裁判でさんざん聞いているので、またかという感じで驚きもしませんけど。

私は、なにも大田区にケンカふっかけようとか、大田区のやっていること全部が、わるいとは思っていません。なかには評価できるものもあります。

けれども大田区は、ひとりひとりの必要を聞き取り、決めなきゃいけない移動介護支給量を、月32時間までという上限をつくり制限してきました。大田区は「財政難」とか、「身体障害者福祉法は支給量について何も規定していない。」とか、勝手な理由をならべています。

これでは、大田区の障害者は生きていけませんよね。

たとえば私の場合、車いすなので、電車に乗るために切符を買う、乗り込む、水を飲む、トイレに行く、また言葉が不自由なので、人とコミュニケーションをとる、こういったことが1人では出来ません。そのためにも、外出時、介助者のサポートが必要です。おかげで泣く泣く、外出をひかえるしかありませんでした。

また、私の支援者であり、友人の視覚障害者の方が、この要綱で移動介護支給量を削られ、仕方なく1人で外出時、駅のプラットフォームから転落、大ケガをしています。

この時、介助者がいれば事故は防げたはずです。

その一方で大田区は「ひとにやさしい街づくり」、「安心・輝き・潤いの街づくり」といったスローガンを掲げてる。きれい事ならべているけど、やっている事は矛盾だらけで、言っていることに、実際の行動がともっていない。

それは、おかしいことじゃないかと思ったから、徹底的にたたかうことにしたのです。

私は、大田区に生まれ育ち、今年で55年になります。仕事は出来ないけれど、こうしておかしいことは、おかしいと声を上げ、ハッキリと役所に伝えていくことが大切だと考え、それが私の使命であり、仕事でもあると思っています。

おかしいと思うことは、おかしいと言っていかなければ、何も変わっていきません。

私の運動は、私だけの問題でなくて、大田区、いや全国の障害者みなさんに通じる問題だと思っています。1月に大田区長に対し申し入れを行った際、全国の130を超える、障害者団体、市民団体、その他多くの方から賛同を頂きました。

これからは、若い世代の方々にもっと頑張ってもらいたいと思っています。

障害者、そうでない方々と共に暮らしやすい街にするために、動いてくだされば、私も一緒にやっていきたいと思っています。

私は、本当に、本当に誰もが暮らしやすい街、大田区をつくっていきたいと思っているだけなのです。